

地域の「見守り活動」で「子ども、を守ろう！」

住民の『ながら見守り』が犯罪を防止！

通学路や公園は、周囲からの視線がなければ、犯罪の起こる可能性がある危険な場所となります。住民の「ながら見守り」の目で、子どもたちの安全につなげましょう。

「ながら見守り」とは…

- ▷玄関や庭先での掃除、花の水やり、買い物、犬の散歩等の日常活動を行う際に、防犯の視点をもって子どもの見守りを行うこと
- ▷商業等の事業者が、日常の事業活動を行いながら防犯の視点をもって子どもの見守りを行うこと

子どもの登下校の時間帯（午前7時から8時まで、午後2時から5時まで）に、

- ・自宅で「家事をしながら」
- ・屋外で「散歩しながら」
- ・会社で「一息いれながら」

周囲の風景を見て、子どもたちの安全を見守りましょう！

『こども・女性110番の家』の協力者を募集

▷「こども・女性110番の家」は、協力者がステッカーを見やすい場所に貼ることで、子どもや女性が「声かけ」「つきまとい」など、何らかの被害に遭ったとき、または、遭いそうになったときに一時的に保護するとともに、警察などへ連絡して被害者の安全を確保するボランティア活動です。



市では、活動にご協力いただける方を募集しています。負担にならないよう、不審者を取り押さえたり、相談所のような対応はお願いしていませんので、ご安心ください。

また、ステッカーを見やすい場所に貼ることにより、地域の防犯にもつながりますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先…環境対策課 内線2365

注意！ 自転車の運転にも罰則があります！

自転車の安全利用に関する全国的なルールに「自転車安全利用五則」があります。自転車に乗るときは安全に十分気をつけましょう。

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

*令和4年11月に改定されました。

危険な「ながら運転」はやめましょう！

自転車運転中の「ながら運転」は、周囲が見えにくい、音が聞こえにくい、注意がおろそかになるなどの危険があります。交通事故の原因となるので、絶対にやめましょう。以下の行為は罰則として「5万円以下の罰金」です！

- ▷傘さし運転
- ▷スマホ等使用運転
- ▷イヤホン等使用運転

問い合わせ先…環境対策課 内線2365

注意！ 旧市役所の通路が「通行止め」になります！

現在、市では岩木町にある旧市役所本庁舎の解体工事を行っています。

この度、旧市役所本庁舎の脇にある構内通路（スロープ）が、経年劣化等により通行に危険な状況であることが確認されました。

通行車両等の安全対策のため、4月1日から**通行止め**となりますので、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ先…管財課 内線2172

